

上都賀総合病院 入院患者面会規程

第1条（目的）

本規定は、当院に入院している患者に対して、患者の療養環境の維持および家族等との面会機会の確保を両立させるための基本的な運用基準を定めることを目的とする。

第2条（面会の対象者）

面会対象者は、原則として入院患者の家族、親族、またはそれに準ずる者（以下「家族等」という）とする。

第3条（面会基準）

- 1 面会を希望する家族等は所定の場所で面会カードを記入し、セキュリティカードを受け取る。
- 2 面会時間は、毎日 14 時から 16 時 30 分までとする。
- 3 面会時間は、患者の療養上の負担を考慮し、1 回につき 30 分程度とする。
- 4 面会人数は、1 回につき 4 名までとする。
- 5 院内感染防止及び療養環境保持のため、小学生以下の面会は原則として遠慮を求める。

第4条（面会の制限および配慮）

- 1 当院は感染症の流行状況や患者の病状等の正当な理由がない限り、家族等による面会を妨げない。
- 2 医師の判断により、診療・処置の実施、患者の安静確保、または患者の療養に支障があると認めた場合、面会の制限もしくは時間の短縮を行うことがある。
- 3 感染防止対策の観点より、必要に応じて手指衛生、体温測定、マスク等の個人防護具の着用を求めるものとする。
- 4 正当な理由によりやむを得ず面会の制限を行う場合であっても、必要以上に厳格なものとならないよう、病状や必要性に応じて柔軟に配慮するものとする。

第5条（衛生管理及び禁止事項）

院内感染防止及び安全な療養環境を維持するため、以下の事項を禁止又は制限する。

- 1 病棟内での飲食は、一律に禁止とする。（但し、デイルームは除く。）
- 2 衛生管理上の理由から、生もの及び生花の病棟内への持ち込みは遠慮を求める。
- 3 発熱や感冒症状など、体調不良のあるものの面会は禁止とする。
- 4 病院内での写真・動画撮影、録音等は原則禁止とする（許可がある場合を除く）。

第6条（緊急時などの対応）

患者急変時や緊急手術、看取り期、治療に関する重要な意思決定が必要な場合など、当院から家族の来院を依頼する場合においては、個別に柔軟な対応を行い、第3条の面会基準の規定から除外する。

第7条（周知及び見直し）

本規定の内容は、病棟等の見やすい場所への掲示及び病院公式ホームページへの掲載により、患者及び家族に広く周知する。

本規定は、定期的に確認し、適宜見直しを行うものとする。

附則

本規定は、2026 年 6 月 1 日より施行する。

制定日：2026 年 6 月 1 日